

保育園 平成29年度 下松市2・3号認定保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				保育料(徴収金)基準額 (円)						2人以上 入所の場合	
階層区分		推定年収 ※おおよその目安	市町村民税所得割額	3歳未満児		3歳児		4歳以上児			
国	市			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間		
1	A	—	生活保護世帯	0						最も徴収金額が低い(＝最も年齢が高い)児童は、全額徴収 上記以外の児童は、無料	
2	B特	260万円未満	均等割非課税世帯(母子世帯等)	0							
	B		均等割非課税世帯	9,000	8,800	6,000	5,800	6,000	5,800		
				4,500 →0	4,400 →0	3,000 →0	2,900 →0	3,000 →0	2,900 →0		
				0							
3	C特	260万円以上 330万円未満	48,600円未満(母子世帯等)	8,500	8,350	7,000 →6,000	6,850 →5,800	7,000 →6,000	6,850 →5,800		
			0								
	C		48,600円未満	18,000	17,600	15,000	14,700	15,000	14,700		
				9,000	8,800	7,500	7,350	7,500	7,350		
				0							
4	D1特	330万円以上 360万円未満	48,600円以上 57,700円未満(母子世帯等)	12,000 →9,000	11,750 →8,800	10,000 →6,000	9,800 →5,800	10,000 →6,000	9,800 →5,800		
	0										
	D1		48,600円以上 57,700円未満	24,000	23,500	20,000	19,600	20,000	19,600		
				12,000	11,750	10,000	9,800	10,000	9,800		
					0						
	D2特		57,700円以上 77,101円未満(母子世帯等)	12,000 →9,000	11,750 →8,800	10,000 →6,000	9,800 →5,800	10,000 →6,000	9,800 →5,800		
				0							
D2	57,700円以上 77,101円未満	24,000	23,500	20,000	19,600	20,000	19,600				
D3	360万円以上 470万円未満	77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,400	27,000	26,500	26,000	25,500			
5	D4	470万円以上 550万円未満	97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,300						
	D5	550万円以上 640万円未満	133,000円以上 169,000円未満	44,500	43,700						
6	D6	640万円以上 930万円未満	169,000円以上 301,000円未満	58,000	57,000	34,000	33,400	28,000	27,500		
7	D7	930万円以上 1,130万円未満	301,000円以上 397,000円未満	73,000	71,700						
8	D8	1,130万円以上	397,000円以上	80,000	78,600						

- 1 年齢は、保育所入所日の属する年度の4月初日をもって認定する。
- 2 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害者(児)のいる世帯をいう。
- 3 住宅取得等の特別控除に係る減税の取扱いについては、適用しないものとする。
- 4 第3子以降については、半額または全額が減額される場合があります。